

18歳になったら選挙に行こう！

～選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられます～

公職選挙法等の一部を改正する法律が平成27年6月に成立・公布され、平成28年6月19日の施行日以降最初に行われる衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられます。

このため、今夏に予定されている参議院議員通常選挙から18、19歳の人新たに有権者となります。

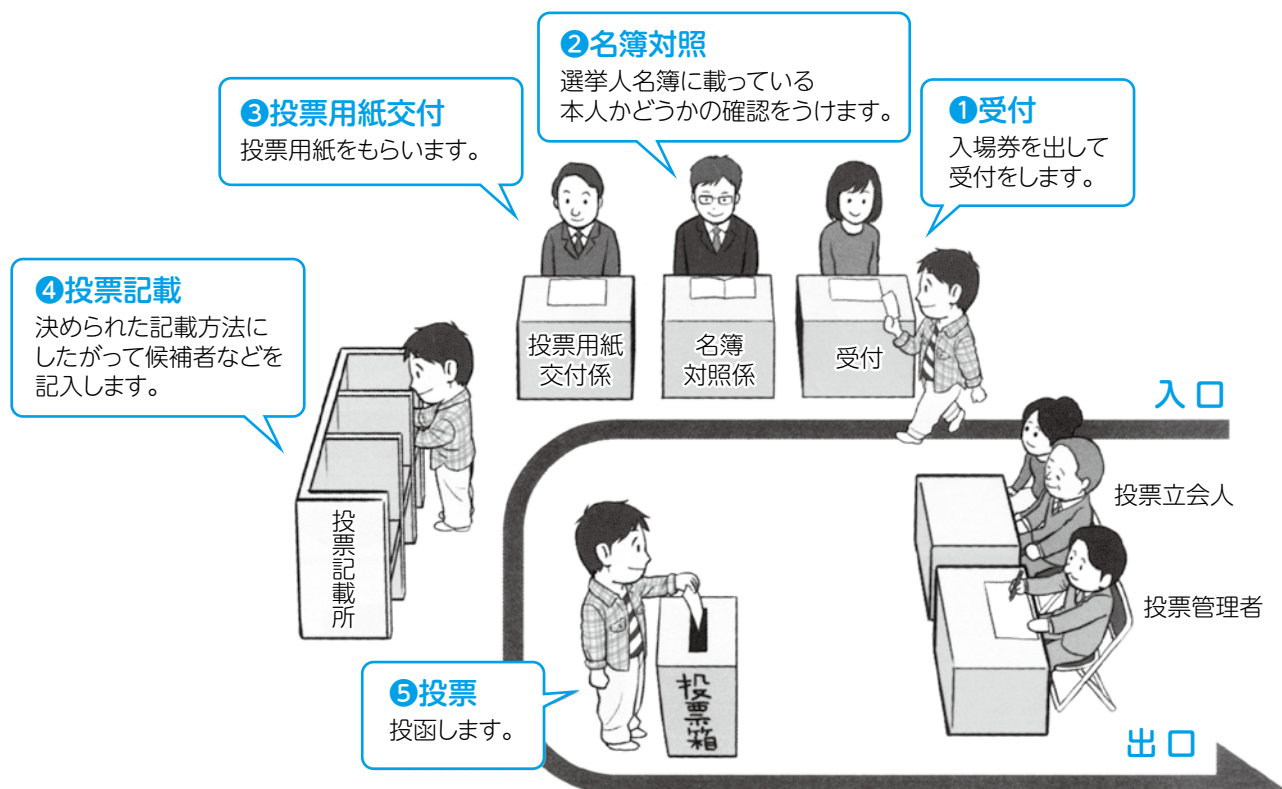
選挙に関心を持ち、自分の意思を政治に伝えるための大切な一票を投じましょう。

選挙の意義

「選挙」は私たち一人一人のために。

私たちは、家族や地域、学校や職場など、さまざまな場で暮らしています。私たちの生活や社会を良くするためには、私たちの意見を反映させてくれる、代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。

選挙は簡単～投票への5ステップ～



投票所入場券

選挙の告示日以後、各世帯ごとに投票所入場券を送付します。

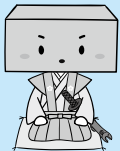
万が一、入場券をなくしたり忘れたりしても、本人確認ができるものがあれば大丈夫！



投票時間

投票日当日の投票時間は7時から20時までです。





ようかん右衛門・こい姫の 選挙

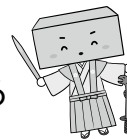


Q

学校や仕事、旅行などの用事があって投票日に選挙に行けないときは、どうすればいいですか？

A

投票日に選挙に行けない人は、次のいずれかの方法で投票することができます。



期日前投票

全ての有権者が対象の投票方法です。市では、選挙の公示または告示の翌日から投票日前日までの期間、**8時30分から20時まで**市内の4カ所で期日前投票所を開設していますので、平日でも投票することができます。なお、投票日のように投票場所の指定はありませんので、市内いずれの期日前投票所でも投票できます。

不在者投票

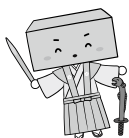
選挙期間中に市外に滞在していたり、病院などに入院している人が対象の投票方法です。例えば出張や旅行中の人は、不在者投票の手続きをすれば滞在先で投票することができます。また、入院中の人のために、県で指定を受けた病院内に投票所が設けられます。

Q

進学・就職のために4月に引っ越しをして住民票は小城市に残したままですが、今夏の参議院議員選挙で投票できますか？

A

引っ越し先の現住所地で投票するためには、公示日の前日までに3か月以上住んでいる必要があります。(住民票の異動が必要)

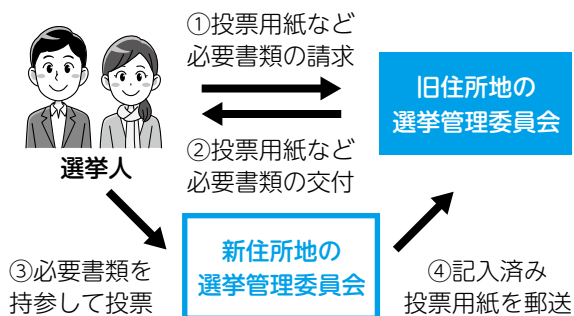


ただし、旧住所地で3か月以上の居住があれば、旧住所地の投票所または期日前投票所で投票できます。

旧住所地に行けない場合は、不在者投票という方法があります。右図を確認してください。

※不在者投票は、書類のやり取りを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。

不在者投票の流れ



Q

誰に投票したらいいのかわかりません。

A

選挙は「税金の使い道を考える人」を選ぶことです。候補者や政党の情報は、選挙公報や街頭演説、テレビ、インターネットなどで収集できます。自分が納めた税金をどのような政策に使うかを決める人になりますので、自分の意思を伝えてくれる人へ投票しましょう。

